

春日井市介護予防・生活支援サービス事業の費用の額の算定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日施行）第9条及び別表に規定する第1号事業のうち、市が指定する指定事業者が実施するサービスの費用の額の算定について、必要な事項を定めるものとする。

(単位数及び算定要件)

第2条 各サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

(1) 第1号訪問事業の介護予防訪問介護相当サービス費

ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

(ア) 1週に1回程度の場合 1,176単位

(イ) 1週に2回程度の場合 2,349単位

(ウ) 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位

イ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

(ア) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位

(イ) 生活援助が中心である場合

a 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位

b 所要時間45分以上の場合 220単位

(ウ) 短時間の身体介護が中心である場合 163単位

注1 利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービス指定事業所（春日井市介護予防・生活支援サービス事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成30年4月1日施行。以下「訪問相当基準」という。）第5条第1項に規定する指定事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、介護予防訪問介護相当サービス（訪問

相当基準第2条に規定する介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、介護予防サービス計画等(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)ごとに作成される計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 イについては、1月につき、ア(ウ)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

注3 イ(イ)については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、介護予防訪問介護相当サービス計画(訪問相当基準第43条第2号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画をいう。以下同じ。)に位置づけられた内容の介護予防訪問介護相当サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注4 イ(ウ)については、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

注5 ア並びにイ（ア）及び（ウ）については、省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注8 介護予防訪問介護相当サービス指定事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問介護相当サービス指定事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（介護予防訪問介護相当サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は介護予防訪問介護相当サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、介護予防訪問介護相当サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する介護予防訪問介護相当サービス指定事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（介護予防訪問介護相当サービス指定事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、介護予防訪問介護相当

サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注9 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護（法第8条の2第9項に規定するものをいう。以下同じ。）又は介護予防小規模多機能型居宅介護（法第8条の2第14項に規定するものをいう。以下同じ。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（法第8条の2第15項に規定するものをいう。以下同じ。）を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注10 アについて、利用者が一の介護予防訪問介護相当サービス指定事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防訪問介護相当サービス指定事業所以外の介護予防訪問介護相当サービス指定事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。

ウ 初回加算 200単位

注 介護予防訪問介護相当サービス指定事業所において、新規に介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（訪問相当基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該介護予防訪問介護相当サービス指定事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

エ 生活機能向上連携加算

（ア）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

（イ）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 （ア）について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハ

ビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「医師等」という。）の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 （イ）について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成

した場合であって、当該医師等と連携し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(ア)を算定している場合は、算定しない。

オ 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス指定事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年春日井市条例第20号）第5条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

カ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ アからオまでにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数

(イ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ アからオまでにより算定した単

位数の1000分の287に相当する単位数

(ウ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ アからオまでにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数

(エ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ アからオまでにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数

(オ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) アからオまでにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数

(カ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) アからオまでにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

(2) 第1号訪問事業の緩和した基準によるサービス費 (訪問型サービスA)

ア 緩和した基準によるサービス費 247単位 (1回当たり)

注 利用者に対して、訪問型緩和基準サービス指定事業所 (春日井市介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスに係る緩和した基準によるサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成30年4月1日施行。以下「訪問緩和基準」という。) 第5条第1項に規定する指定事業所をいう。以下同じ。) の生活援助員 (同項に規定する従業者をいう。) が、指定訪問型緩和基準サービス (訪問緩和基準第2条に規定する指定訪問型緩和基準サービスをいう。以下同じ。) を行った場合に、介護予防サービス計画等に位置付けられた標準的な回数又は内容で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(ア) 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定訪問型緩和基準サービスが必要とされた者に対し指定訪問型緩和基準サービスを行った場合 (1月に1,050単位を上限とする)

(イ) 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定訪問型緩和基準サービスが必要とされた者に対し指定訪問型緩和基準サービスを行った場合 (1月に2,100単位を上限とする)

イ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問型緩和基準サービス指定事業所が、利用者に対し、訪問型緩和基準サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) アにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数

(イ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) アにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

(3) 第1号訪問事業の短期集中型サービス費 (訪問型サービスC)

ア 短期集中型サービス費

(ア) 短期集中型サービス費 (Ⅰ) 500単位 (1回当たり)

(イ) 短期集中型サービス費 (Ⅱ) 750単位 (1回当たり)

注 利用者に対して、訪問型短期集中サービス指定事業所 (春日井市介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスに係る短期集中型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成28年4月1日施行) 第5条第1項に規定する指定事業所をいう。) の理学療法士等 (同項に規定する従業者をいう。) が、指定訪問型短期集中基準サービス (訪問型短期集中基準第2条に規定する指定訪問型短期集中サービスをいう。以下同じ。) を行った場合に、次のとおり所定単位数を算定する。

a (ア) について、介護予防サービス計画等において、1回当たり30分以上45分未満で週6回を限度とし、指定訪問型短期集中基準サービスが必要とされたものに対し、指定訪問短期集中型基準サービスを行った場合、サービス開始月から起算して6月までの期間算定する。

b (イ) について、介護予防サービス計画等において、1回あたり45

分以上で週6回を限度とし、指定訪問型短期集中基準サービスが必要とされたものに対し、指定訪問型短期集中基準サービスを行った場合、サービス開始月から起算して6月までの期間算定する。

(4) 第1号通所事業の介護予防通所介護相当サービス費

ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

（ア）事業対象者・要支援1 1,798単位

（イ）事業対象者・要支援2 3,621単位

イ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

（ア）事業対象者・要支援1 436単位

（イ）事業対象者・要支援2 447単位

注1 看護職員（春日井市介護予防・生活支援サービス事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成30年4月1日施行。以下「通所相当基準」という。第5条第2号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所（同条第1項に規定する指定事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防サービス計画等に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注2 利用者が事業対象者（省令第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画等において、1週に1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた場合についてはア（ア）又はイ（ア）に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた場合についてはア（イ）又はイ（イ）に掲げる所定単位数を、それぞれ算定

する。

注3 イ(ア)については、1月につき4回、イ(イ)については、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注7 アについて、利用者が一の介護予防通所介護相当サービス指定事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防通所介護相当サービス指定事業所以外の介護予防通所介護相当サービス指定事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注8 介護予防通所介護相当サービス指定事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所介護相当サービス指定事業所と同一建物から当該介護予防通所介護相当サービス指定事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(ア) ア(ア)を算定している場合（1月につき） 376単位

(イ) ア(イ)を算定している場合（1月につき） 752単位

(ウ) イを算定している場合（1回につき） 94単位

注9 利用者に対して、その居宅と介護予防通所介護相当サービス指定事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（ア(ア)を算定している場合は1月につき376単位を、ア(イ)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。

ウ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(ア) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他介護予防通所介護相当サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護相当サービス計画（通所相当基準第41条第2号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

(イ) 介護予防通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(ウ) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

エ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

オ 栄養アセスメント加算 50 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

（ア）当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。

（イ）利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（オの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

（ウ）利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(エ) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない介護予防通所介護相当サービス指定事業所であること。

カ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(ア) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(イ) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(ウ) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(エ) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(オ) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない介護予防通所介護相当サービス指定事業所であること。

キ 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若

しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（クにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（ア）口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

（イ）口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

ク 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、カ又はキを算定している場合は、算定しない。

ケ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所が利用者に対し介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（ア）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

a 要支援1相当の事業対象者、要支援1 88単位

b 要支援2相当の事業対象者、要支援2 176単位

（イ）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

a 要支援1相当の事業対象者、要支援1 72単位

b 要支援2相当の事業対象者、要支援2 144単位

（ウ）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

a 要支援 1 相当の事業対象者、要支援 1 24単位

b 要支援 2 相当の事業対象者、要支援 2 48単位

コ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届けた介護予防通所介護相当サービス指定事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(ア)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、(イ)については 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位

(イ) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位

サ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護予防通所介護相当サービス従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(ア) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20 単位

(イ) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5 単位

シ 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所が、利用者に対し介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(ア)利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(イ) 必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画を見直すなど、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たって、(ア)に規定する情報その他介護予防通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ス 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所(利用定員が19人以上である場合に限る。)が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ アからシまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(イ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ アからシまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

(ウ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ アからシまでにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(エ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ アからシまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(オ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) アからシまでにより算定した単位数の 1000 分の 99 に相当する単位数

(カ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) アからシまでにより算定した単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数

注 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス指定事業所（利用定員が19人未満である場合に限る。）が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ アからシまでにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数

(イ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ロ アからシまでにより算定した単位数の 1000 分の 127 に相当する単位数

(ウ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ アからシまでにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数

(エ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ アからシまでにより算定した単位数の 1000 分の 125 に相当する単位数

(オ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) アからシまでにより算定した単位数の 1000 分の 105 に相当する単位数

(カ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) アからシまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数

(5) 第 1 号通所事業の緩和した基準によるサービス費（通所型サービス A）

ア 緩和した基準によるサービス費 356単位（1回当たり）

注 利用者に対して、通所型緩和基準サービス指定事業所（春日井市介護予防・生活支援サービス事業における通所型サービスに係る緩和した基

準によるサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成28年4月1日。以下「通所緩和基準」という。）第5条第1項に規定する指定事業所をいう。以下同じ。）の従業者（同項に規定する緩和基準サービス従業者をいう。）が、指定通所型緩和基準サービス（通所緩和基準第2条に規定する指定通所型緩和基準サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、介護予防サービス計画等に位置付けられた標準的な回数又は内容で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

（ア）介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所型緩和基準サービスが必要とされた者に対し、1回当たり2時間以上で指定通所型緩和基準サービスを行った場合（1月に1,616単位を上限とし、サービス開始月から算定する。）

（イ）介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定通所型緩和基準サービスが必要とされた者に対し、1回当たり2時間以上で指定通所型緩和基準サービスを行った場合（1月に2,971単位を上限とし、サービス開始月から算定する。）

イ 送迎減算 27単位

注 利用者に対して、その居宅と通所型緩和基準サービス指定事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき27単位を所定単位数から減算する。

ウ 自立支援評価加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の日常生活支援及び生活機能の維持向上に資すると認められるものを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

（ア）利用者の心身状態や生活機能を利用開始時に把握し、介護職員機能訓練指導員その他の職種の者が多職種で共同して自立支援計画を作成していること。

（イ）利用者ごとの自立支援計画に従い、適切にサービスを提供し、定期

的に記録していること。

(ウ) 利用者ごとに自立支援計画の進捗状況を多職種で共同して定期的に評価していること。

エ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所型緩和基準サービス指定事業所（利用定員が19人以上である場合に限る。）が、利用者に対し、通所型緩和基準サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからウまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

(イ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからウまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所型緩和基準サービス指定事業所（利用定員が19人未満である場合に限る。）が、利用者に対し、通所型緩和基準サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(ア) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからウまでにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

(イ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからウまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

(6) 第1号通所事業の短期集中型サービス費（通所型サービスC）

ア 短期集中型サービス費 355単位

注 利用者に対して、通所型短期集中サービス指定事業所（春日井市介護予防・生活支援サービス事業における通所型サービスに係る短期集中型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成28年4月1日施行。以下「通所短期集中型基準」という。）第5条第1項に規定する指定事業所をいう。以下同じ）の理学療法士等（同項に規定する従業者をいう。）が、指定通所短期集中型基準サービス（通所短期集中型基準第2条に規定する指定通所短期集中型サービスをいう。以下同じ。）を1回当たり1時間から2時間までで週1回又は2回サービスを行った場合、サービス開始月から起算して6月までの期間算定する。

イ 送迎加算 27単位

注 片道につき27単位を所定単位数に加算する。

（1単位の単価）

第3条 前条第2号、第3号、第5号及び第6号に定めるサービス種類の1単位の単価は、10円とする。

（その他）

第4条 この基準に定めるもののほか、第2条第1号及び第4号に定めるサービス費算定に係る取扱いについては、介護保険施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の例による。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、改正後の春日井市介護予防・生活支援サービス事業の費用の額の算定に関する基準（次項において「改正後の基準」という。）第2条第3号及び第6号の規定の適用については、令和3年4月1日以降にサービス提供を開始した者から適用する。
- 3 この基準の施行の日から令和3年9月30日までの間、改正後の基準第2条第1項第1号アからウまで及び第4号アについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

附 則

- 1 この基準は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、改正後の春日井市介護予防・生活支援サービス事業の費用の額の算定に関する基準第2条第1号ク、第2号ウ、第4号タ及び第5号カの規定は、令和4年10月1日以降にサービス提供を開始した者に係る費用の算定について適用し、同日前にサービス提供を開始した者に係る費用の算定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この基準の規定は、令和6年4月1日以降にサービス提供を開始した者に係る費用の算定について適用し、同日前にサービス提供を開始した者に係る費用の算定については、なお従前の例による。
- 3 この基準の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の春日井市介護予防・生活支援サービス事業の費用の額の算定に関する基準（次項において「改正後の基準」という。）第2条第1項第1号注7の規定は、適用しない。

- 4 この基準の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の基準第2条第1項第4号注5の規定は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、適用しない。

附 則

- 1 この基準は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この基準の規定は、令和6年6月1日以降にサービス提供を開始した者に係る費用の算定について適用し、同日前にサービス提供を開始した者に係る費用の算定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 この基準の規定は、令和8年6月1日以降にサービス提供を開始した者に係る費用の算定について適用し、同日前にサービス提供を開始した者に係る費用の算定については、なお従前の例による。